

通年申請タイプ（評価基準型/認定長期優良住宅型）の交付申請期限等の延長について

161206

この度、【評価基準型/認定長期優良住宅型・通年申請タイプ】の交付申請の提出期限及び工事着手期限の期日について、それぞれ以下の通り延長します。

1. 交付申請の最終提出期限の延長について

延長後の交付申請の最終提出期限

申請の型	延長前の交付申請提出期限	延長後の交付申請提出期限
評価基準型(1) 認定長期優良住宅型	平成 28 年 12 月 16 日(金)	平成 29 年 2 月 28 日(火) <必着> 予定

※ 予算の執行の状況等によっては申請期限を短縮する場合があります。

※ 評価基準型(1)で建築士による適合確認を実施する場合は、交付申請に先立って事前審査を行う必要がありますので、これについても**平成 29 年 2 月 28 日(火) <必着>**までに事前審査依頼書を評価室事務局に提出してください。事前審査依頼書の提出は、交付申請と同時に提出することも可能です。

※ 評価基準型(1)で登録住宅性能評価機関が実施する技術的審査により適合確認を行う場合は、交付申請の際に評価機関が発行する適合確認書の添付が必要です。交付申請時は適合確認書を提出する代わりに技術的審査に係る引受承諾書を提出することも可能です。

※ 認定長期優良住宅型の場合は、交付申請に先立って所管行政庁への認定申請を行う必要がありますので、スケジュールに余裕をもってご準備ください。

※ 評価基準型(2)の交付申請の受付は終了しています。

2. 工事着手期限の延長について

延長の対象となる住宅

交付申請が提出期限までに行われた**全ての住宅が対象**です。

延長後の工事着手期限

申請の型等	延長前の工事着手期限	延長後の工事着手期限
評価基準型(1) 認定長期優良住宅型	平成 29 年 3 月 31 日(金)	左記の期限を超えるものも対象とします。 ただし、完了実績報告の最終提出期限までにリフォーム工事の完了及び完了実績報告書が提出された住宅に限り補助対象となります。

<注意>

完了実績報告の提出時期及び最終提出期限は延長されていませんのでご注意ください。

完了実績報告の提出時期

工事完了後 1ヶ月以内

※完了実績報告は、交付決定通知書が届いてから提出してください。

完了実績報告の最終提出期限

平成 29 年 12 月 1 日(金) <必着>

<参考>

事前採択タイプの「交付申請の最終提出期限」及び「工事着手期限」は、上記の延長後の期限と同様に延長しています。